2027年度 ジャパンマテリアル国際奨学財団

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと（詳細は募集要項参照）。 対象：ベトナム国籍を有し、2027.4.1時点で30歳以下である、学部２年生以上・大学院生。 他奨学金との併給については、財団の「募集要項」の〈応募対象者〉④を確認すること。 (2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。 (3) 応募時に休学、原級、在籍原級または留籍しておらず、受給年度においても休学、原級、在籍原級または留籍する予定がないこと。ただし、成績不良によらない休学（例：兵役休学）に伴う原級、在籍原級または留籍の場合は応募を認める。 (4) 応募当該年度に懲戒処分を受けていないこと。
推薦者数	**上限なし（一括応募のため、財団からの要件を満たした学生全員を推薦します。）**
学内締切 （厳守）	**2026年11月13日（金）17：00** 事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。 ※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。
提出書類	募集要項の＜応募時に提出する書類＞を確認のうえ、次の**応募書類**を提出してください。 ※①～④、⑨⑩については財団所定の様式に手書きで記入してください。 ① 奨学金申請書　担当部課等(職員)は空欄のまま提出してください ② 履歴書 ③ 身上書 ④ 小論文 ⑤ 日本語のコミュニケーション能力に関する書類　（日本語能力に関する試験の成績書のコピー） ・試験の成績書がない場合：日本語能力評価表（財団所定の様式）を提出してください。 日本語能力評価表は、推薦状の作成を依頼した教員等に作成を依頼してください。 ⑥ 外国人登録証明書　または　在留カードのコピー ⑦ 明治大学の在学証明書 ⑧ 最新の成績証明書　(証明書自動発行機で発行してください) ・修士課程1年生の場合は学部の成績証明書を提出 ・修士課程2年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績証明書を提出 ⑨ 推薦状　(奨学生推薦状,推薦理由の2ページがあります。両方とも提出してください。) 推薦理由はご自身で指導教員等に作成を依頼してください。奨学生推薦状は自身の氏名と学部学科学年のみ記入してください。 ⑩ 個人情報の取扱いについての同意書
提出先	**国際教育事務室(駿河台/和泉/生田/中野)**　※中野の提出は月、水、金のみとなります点ご注意ください。
注意事項	(1) 応募に際しては必ず、財団の「募集要項」でも詳細を確認してください。 (2) 本人以外の応募書類の提出は認めません。 (3) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。 (4) 一度提出された書類は返却しません。
個人情報の 取り扱いについて	明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。
お問い合わせ	明治大学　国際教育事務室　財団奨学金担当（03-3296-4488）isupport@meiji.ac.jp

公益財団法人

ジャパンマテリアル国際奨学財団

Japan Material

International Scholarship Foundation

Quỹ Học bổng Quốc tế
Japan Material

2027 年度 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

2027 年度 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団は、21 世紀の日本とベトナムの友好親善関係の一層の増進に貢献し、さらにはベトナムの国造りを支える人材の育成を支援することを目指しております。

今回は 2027 年度の奨学生募集を行ないます。日越両国間の相互理解促進と両国の発展のために活躍しようとの意欲溢れる、ベトナム国籍の留学生の応募をお待ちしています。

〈応募対象者〉（以下の条件を全て満たす者）

① ベトナム国籍を有し、本財団が対象とする日本国内の大学（次頁参照）に、「外国人留学生」として在籍する者（但し、本財団の対象大学への進学が決まっている場合は、入学までの進学待機期間の在留資格が「留学」以外であっても応募可とする）

② 2027 年４月１日時点で学部正規課程（２年次以上)、または大学院正規課程（修士課程、博士課程）に在籍する者

③ 2027 年４月１日現在、年齢が 30 歳以下であること

④ 修学のために経済的援助を必要とし、2027 年４月以降、他の奨学金を受給していない者（但し、月額 48,000 円以下の奨学金〈例:学習奨励費など〉、及び所属大学の学費免除制度と同等の奨学金等は受給可とする）

⑤ 学業が優秀であり、かつ人物面で信頼できる者

⑥ 日本とベトナムの友好親善の関係増進に貢献できる者

⑦ 日本語のコミュニケーション能力を有する者（日本語能力に関する試験を受験し、合格していることが望ましい）

⑧ 以下の奨学生としての義務を果たせる者

・当財団が開催する式典、交流会等にすべて参加すること

・学期ごとに成績証明書を提出すること

・月次報告書を提出すること

〈採用奨学生数〉

40 名程度

〈応募締切〉

2026 年 11 月 30 日（月）まで

（応募書類の受理については 11 月 30 日消印有効とし、それ以後については理由の如何に関わらず受理しません）

〈応募方法〉
本財団は対象大学を通じてのみ、応募を受け付けます（郵送、簡易書留にてお願いします）。留学生からの直接応募は受け付けません。

〈2027 年度募集時の対象大学、以下の 17 大学〉
大阪大学、京都大学、慶應義塾大学、神戸大学、筑波大学、東京科学大学、東京大学、豊橋技術科学大学、名古屋工業大学、名古屋大学、一橋大学、法政大学、三重大学、明治大学、横浜国立大学、立命館大学、早稲田大学

〈奨学金の額、奨学金の支給方法など〉
・奨学金の額は、総額 180 万円（月額 15 万円）とします（奨学金は給付型であり、返済の義務はありません。また、大学卒業・大学院修了後の進路については特に条件を課さず、本人の自由とします）。
・奨学金の支給期間は、2027 年４月から 2028 年３月までの 12 か月間。
ただし、期間途中に大学卒業・大学院修了の予定があった場合、卒業月・修了月までとします。
・奨学生自身が継続を希望し、本財団の理事会が認めた場合は、支給期間が１年間延長されることがあります。
・支給の時期は、原則として毎月 25 日に奨学生本人の銀行口座（次頁参照）に翌月分を送金します。

〈応募時に提出する書類〉
1 奨学金申請書（本財団所定の様式あり、手書きで記入。３か月以内に撮影したカラー写真 縦５cm 横４cm を添付）
2 履歴書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
3 身上書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
4 小論文（本財団所定の様式あり、日本語とベトナム語にて手書きで記入）
5 日本語のコミュニケーション能力に関する書類
・受験している場合：日本語能力に関する試験の成績書のコピー
・試験の成績書がない場合：日本語能力評価表（本財団所定の様式あり）
6 外国人登録証明書のコピー、または在留カードのコピー（氏名、住所、在留資格の確認のため）
7 在籍する大学の在学証明書（2027 年４月に大学院に入学する留学生の場合は、大学院の合格証明書の提出も必要）
8 在籍する大学の最新の成績証明書（修士課程１年生の場合は学部の成績証明書を提出、修士課程２年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績証明書を提出）
9 推薦状１通（指導教員等による推薦状、Ａ４版１頁）
10 個人情報の取扱いについての同意書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）

〈選考方法と採用決定について〉
・対象大学より推薦された者について、本財団内に設置する「奨学生選考委員会」において審査し、その結果を理事会に報告し、理事会が採否の決定を行ないます。
・応募者全員について、２月下旬までに大学宛てに採用の可否を通知します。

〈その他〉
・応募書類の受け付け後、記入内容確認のため、本財団の担当者と応募者との面談の機会を設けます（45 分程度）。
・面談の日時・場所は大学の担当窓口を通じて日程調整をして設定します。
・応募回数に制限はありませんので、採用または不採用の実績を問わず複数回応募いただけます。
・受給期間の途中に卒業・修了予定があっても応募資格に影響はありません。
・採用決定者には、奨学金送金のため本財団が指定する銀行（三井住友銀行、または百五銀行）に口座を開設していただきます。
・応募書類は選考終了後、本財団にて適切に保管、或いは処分します。
・採用可否の通知時期は前後する場合があります。

〈奨学金の打ち切りについて〉
以下の 12 項目のいずれか一つに該当する場合には、奨学金を一時停止、または打ち切り、故意や重大な過失が認められたときは給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります。
① 応募書類に重大な虚偽記載が判明した場合
② 在留資格「留学」を失った場合
③ 在籍する大学の学籍を失った場合
④ 在籍する大学で処分を受けた場合
⑤ 取得単位数が甚だしく少ない、或いは学業成績が甚だしく不良の場合
⑥ 在籍大学を休学、または外国留学（交換留学、短期語学留学など）した場合
⑦ 連続して 30 日以上、日本を不在にした場合
⑧ 連続して 30 日以上、大学を欠席した場合
⑨ 奨学金を必要としない事由が発生した場合
⑩ 本財団の名誉を傷つけた場合
⑪ 本財団と連絡が取れなくなった場合
⑫ その他、本財団が奨学金を一時停止、または打ち切るに足る理由があると判断した場合

〈問い合わせ・応募書類送付先〉

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

Office ： 〒510-1311　三重県三重郡菰野(こもの)町永井 3098 番 22

Tel ： 059-325-7803　　Fax ： 059-325-7804

Email ： jimukyoku@j-foundation.or.jp

申請書類の記入上の注意

全般的事項について

（１）原則として日本語（楷書）で、丁寧に記入すること。
（２）アルファベット使用の場合は活字体で記入すること。
（３）数字は算用数字を用いること。
（４）該当する欄はすべて記入すること。
（５）記入は万年筆またはボールペンで書くこと。（消せるボールペンでの記入は不可）

「奨学金申請書」について

（１）年齢については、2027 年４月１日現在によって記入すること。
（２）日本での現住所については、建物名まで記入すること。
（３）メールアドレスは、読み間違いのないように丁寧に記入すること。
（４）在籍大学名等欄は、大学名を記入し、学部の場合は学部名・学科名、大学院の場合は研究科名・専攻名を記入し、該当する課程に〇印をつけ、研究内容を記入すること。
なお、年次は 2027 年４月１日現在によって記入すること。

「履歴書」について

（１）学歴については、卒業した学校名をすべて時系列に記入すること。
なお、大学院については所属する課程も記入すること。
（２）賞罰・資格・職歴がない場合は「なし」と記入のこと。
（３）職歴については、本国および日本における職歴を記入のこと。
ただし、アルバイトは含めないこと。

「身上書」について

（１）「1.家族状況」には、父母のほか配偶者・子供・兄弟姉妹についても記入すること。
なお、父母が死亡の場合は、年齢欄に「死亡」と記入すること。
（２）職業は、会社名、役職、仕事内容等を記入すること。また、学生の場合は学校名を記入すること。
なお、父母が死亡の場合は、生前の職業を記入すること。
（３）配偶者が留学生で日本政府奨学金、その他の奨学金を受けているときは、「4.経済状況」の「(4)同居家族の収入」欄に奨学金の金額（月額）および奨学金の名称を記入すること。

（裏面あり）

（４）「4. 経済状況」の支出内訳の食費欄については、自炊・外食の主な方を〇で囲むこと。

（５）「4. 経済状況」の支出内訳の「水道・光熱費」「学習費」「電話料、その他」については、費用の内訳も記入すること。

なお、大学入学金や授業料等は学習費に含めず、「授業料年額」「授業料以外」欄に免除される前の金額（満額）を記入すること。

（６）日本での身元保証人は、成人の一般人に限る。万一、保証人たる知人がいない場合は、大学事務局にお願いし記入すること。

（７）「日本留学の目的」および「将来希望する進路（又は、卒業後の予定)」は、身上書の別紙記入用紙に記入すること。

よくあるご質問

応募について	
1	Q 留学生の推薦枠数がありますか？
	A 留学生向けの推薦枠数は特に設けておりません。ただし、採用予定人数はその都度の状況により決定しているため、応募者多数の場合には、ご希望に添えないこともございます。
2	Q 募集期間は延長可能ですか？
	A 不可です。
3	Q 「継続」「新規」「再申請」の区分および提出フォーマットについて教えてください。
	A ・「継続」➡受給年度と応募年度が連続している方、継続希望生用フォーマットにて提出 ・「新規」➡過去に当財団へ応募したことがない方、新規用フォーマットにて提出 ・「再申請」➡過去に応募経験があり、現在当財団の奨学生でない方、新規用フォーマットにて提出
4	Q 大学の入学前でも応募可能ですか？
	A 原則として、応募時点で本財団指定の対象大学に留学生として在籍していることが応募条件の一つです。 ただし、指定大学への進学が決まっている場合は、入学までの進学待機期間の在留資格が「留学」以外であっても応募可能です。詳細につきましてはお問い合わせください。
5	Q 未入国の留学生でも応募可能ですか？
	A 原則として、日本の住所が記載されている在留カードをお持ちの留学生が応募対象です。 ただし、特段の事情（入国制限等）により、日本に入国できていない場合は例外として応募可能です。その際、パスポートの写しを応募書類とともにご提出いただき、在留カード取得後、コピーの追加提出をお願いいたします。また、奨学金は日本に入国した月から支給開始となり、遡及支払いをしませんので、ご了承ください。
6	Q 大学院入学試験の結果発表がまだされていない場合でも応募可能ですか？
	A はい、応募可能です。ご提出いただいた奨学金申請書類をもとに選考を行い、採用可否を判断いたします。ただし、本奨学金は指定大学への在籍を前提として支給いたします。そのため、大学院入試の結果が不合格となった場合は、奨学生の資格は自動的に取り消しとなりますので、あらかじめご了承ください。
7	Q 専門職学位課程は応募対象となりますか？
	A 専門職学位課程は修士課程相当に該当しますので、応募可能です。
8	Q 卒業・修了予定が奨学金の受給期間より早く終了する場合でも応募可能ですか？
	A 本財団の募集要項に記載している応募対象者の条件をすべて満たせば、応募可能です。 ただし、奨学金の支給はその卒業・修了予定日の月までとなります。
9	Q 標準修業年限を超えた場合でも応募可能ですか？
	A 奨学金の対象は、大学の正規課程に在籍し、標準修業年限を超えていないことが応募条件となっています。ただし、標準修業年限の取り扱いは大学によって異なる場合がありますので、応募資格の可否については貴学にてご判断をお願いいたします。
10	Q 次年度の奨学金継続を希望する場合はどうすればよいですか？
	A 次年度も奨学金の継続を希望される場合は、募集要項のとおり①～⑩の書類をご提出ください。継続希望者用の様式が一部ございますので、新規者用の様式を使用しないようご注意ください。なお、応募回数に制限はありません。過去に採用された方でも、次年度に改めてご申請いただくことが可能です。
11	Q 他財団に応募している留学生は応募可能ですか？
	A 他財団に応募している希望者に関しましては、募集要項に記載されている条件①～⑧の全てを満たしていれば、応募資格に問題がございません。被推薦者としての資格につきましては、貴学にてご判断いただきます。
12	Q 編入生で日本国外で修得した科目の評価が「認」となっている場合、海外大学の成績証明書の提出も必要ですか？
	A 修得科目の評価のほとんどが「認」である場合、選考の評価が困難となりますので、貴学が発行した成績証明書と併せて、海外大学の成績証明書もご提出いただきます。なお、海外大学の成績証明書は複写で問題ございません。

13	Q	英文推薦状の場合、日本語の翻訳の添付が必要ですか？
	A	可能であれば、添付をお願いいたします。
14	Q	進学により来年4月以降の在籍先が変更となる場合、推薦状はどちらの大学で作成すればよいですか？
	A	推薦状は、現在ご在籍中の大学にてご作成くださいますようお願いいたします。

一時停止・打ち切りについて

1	Q	日本を不在にした場合（一時帰国、海外留学等）、奨学金の受給に影響がありますか？
	A	この奨学金制度は日本国内において勉学・研究し、国際交流や国際親善を図っていただきたいという趣旨で設立したものです。 募集要項の記載のとおり、連続して30日以上日本にいない場合は、特段の事情がある場合を除き、日本に戻るまで奨学金の支給が一時停止となります。なお、日本を不在にした期間について遡及支給はしませんので、ご承知おきください。
2	Q	卒業や進級のために、交換留学もしくは海外インターンシップで30日以上日本にいない場合、一時停止されますか？
	A	当該交換留学もしくは海外インターンシップが卒業・修了のために必須条件と規定されている場合は、特例として奨学金の支給を考慮しますので、ご相談ください。
3	Q	国内外の発表会・講演に伴う旅費支援、コンテストなどの賞金の受領は、奨学金の受給に問題ありませんか?
	A	併給制限の対象にはならないものですので、問題がありません。